

なかお事務所 ダイジェスト!

社会保険労務士事務所 なかお事務所報

12月号

○今月の特集
給与計算

○これってアリ? ナシ?
残業代の固定化

ごあいさつ

なかお事務所の代表をしております、
社会保険労務士の中尾です。



今年も残すところあとわずか。みなさんはどんな1年だったでしょうか。
弊事務所においては、新しいお客さまや仕事仲間との出会いなど、いいこ
とが多かった1年でした。

これもひとえに、みなさまのおかげでございます。
本当に弊事務所は、お客さまに恵まれています。
ありがたい限りです……。

○今月の数字
<1,130,234件>

○ちょっと一服
さかなコーナー
ヒラメ
「左ヒラメに右カレイ」

今月の特集

給 与 計 算

給与計算は、大きく2つに分けられます。

- ①支給するもの ……基本給や各種手当など
- ②控除するもの ……雇用保険料、社会保険料、所得税、地方税など

★計算方法の注意点

支給するお給料では、時給の場合や残業代の計算などで時間を管理しなければなりません。

その際、どこで区切れればいいのか？例えば、18:12退社の場合、18:00にするなど、日々の出退勤時間を30分単位で区切ってもいいのでしょうか？

通達では、

5分の遅刻を30分の遅刻として賃金をカットをするような処理は、労働の提供がなかった限度を超えるカット(25分のカット)について、賃金の全額払いの原則に反し、違法である。
(昭和63年3月14日 基発:150号)

としています。

一方で、

1ヶ月における時間外労働、休日労働および深夜業のそれぞれの時間数の合計に1時間未満の端数がある場合に、30分未満の端数を切り捨て、それ以上を1時間に切り上げること。～中略～の方法は、常に労働者の不利になるものではなく、事務簡便を目的としたものと認められるから、法(労働基準法)第24条及び第37条違反としては取り扱わない。
(昭和63年3月14日 基発:150号)

としています。

これは、その月に毎日のタイムカードなどで「18:07」「18:23」「18:38」であった場合に、集計すると1時間8分になります。

この場合、30分単位で考えると「8分」を切る捨てることができる。ということです。

この辺の処理を間違えると、賃金トラブルになったときに思っても見ない請求をされることがありますので注意が必要です。

★給与計算が基本となる年間業務

労務に関する年間業務として、下記のようなものがあげられます。

- ①労働保険の申告納付
- ②社会保険の算定基礎届
- ③年末調整

これらは、支給する給与を計算の基礎としますので、元になる給与計算が間違っていると正確な申告ができません。
場合によっては修正申告が必要になることがあるますので正確な給与計算が大切になります。

★その他の手続き

①保険料の変更

雇用保険は数年に1回春に、健康保険は毎年3月に、厚生年金は毎年9月に保険料が変更になります。

②固定給が変更になったとき

基本給や毎月決まった定額の手当などの「固定給」が変わった場合には、社会保険の「健康保険・厚生年金保険 被保険者報酬月額変更届」が必要になることがあります。

③賞与を支給したとき

賞与を支給した場合「健康保険・厚生年金保険 被保険者賞与支払届」と「健康保険・厚生年金保険 被保険者賞与支払届総括表」の提出が必要になります。

④地方税の徴収

地方税は基本的に会社で徴収することになっています(特別徴収の原則)。また、毎年新しい地方税額は、6月から徴収を開始しますが、6月と7月～翌5月までの税額が違うことがありますので、徴収金額を間違えないようにご注意ください。

給与計算などのご質問やご相談は、当事務所までお気軽にご連絡くださいませ。

これってアリ？ナシ？

残業代の固定化

【残業代をあらかじめ定額にしておくのはアリ？】

★結論：アリ!

あらかじめ残業代を固定することはできます。事務の簡略化や、毎月の給与を固定的にしたいときには有効です。ただし、いくつかの条件がありますので、取り扱いには注意が必要でもあります。

★基本給に残業代を含むことはできない!

判例では

高額な基本給等を支給する代わりに時間外賃金は支給しない旨の主張の合意は労働基準法第37条に違反し、仮に基本給の中に時間外手当が含まれているとしても、時間外手当に相当する部分が、基本給から明確に区別されていないから、同法に違反し、～以下略（東京地裁 平成15.8.7）

としています。

★基本給や諸手当と固定した残業手当をハッキリ区別することが必要

判例でも示されているように、固定残業手当を導入するには、「何時間分の残業代なのか」を明確にしなければなりません。

これは、「何時間分」と示さない場合、青天井で残業をさせられるということになりますので、そもそも「残業したら、残業代を払いなさい」という労働基準法の趣旨に合っていないことになります。

判例でも

～基本給に割増賃金が含まれているというためには

1. 割増賃金にあたる部分が明確に区分されていること
2. 法定の割増賃金との差額を支払う旨が合意されていること、が必要である～（東京地裁 平成3.8.27）

とされています。

★固定残業代(固定残業手当)は、会社が得する制度ではない

先ほど挙げたように、固定残業手当は例えば「30時間分の残業代です。」と残業時間とその残業代を固定させるだけです。

ですから、もし設定した残業時間を超えてしまった場合は、その分の残業代を支払わなければなりません。例えば30時間分の残業を設定して、実際は40時間の残業が発生した場合には、10時間分の残業代を支払わなければなりません。

★固定残業代(固定残業手当)を導入するときの注意点

- ①基本給や手当に含まれる残業代が、何時間分の割増賃金にあたるのかを契約書、就業規則に明示すること
- ②残業代が法定の割増率によって適正に算出されていること
- ③実際の残業時間(残業代)があらかじめ設定した残業時間を超える場合には、その差額を支払うことを就業規則、契約書に明示すること
- ④固定残業代の導入は、すでに在籍している従業員に対して不利益な変更となるため個々に合意を得ること
- ⑤賃金台帳に基本給と固定残業の手当て(固定残業代)を分けて金額を記載すること
- ⑥基本給が最低賃金を下回らないこと

などがありますので、特に固定する残業時間の設定には十分な分析と注意が必要です。

残業代の固定手当等のご質問やご相談は、当事務所までお気軽にご連絡くださいませ。

今月の数字 <1,130,234件>

この数字は平成22年度の全国の労働局や労働基準監督署などに設けられている総合労働相談コーナーへ寄せられた相談の件数です。

この総合労働相談の件数の推移ですが、平成14年度の625,572件から、平成22年度は1,130,234件と8年でほぼ倍になっています。それだけ労働トラブルが急増していることとなります。

その中で、特に急増しているのが「不払い残業」です。サービス残業に対しては、国も本格的に対策を打ち始めています。

ちなみに、不払い残業があり、それを請求された場合、過去2年間にさかのぼって支払をしなければならないことになるでしょう。

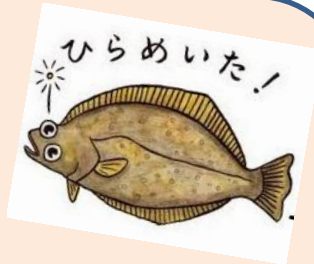
今はネット社会ですから、調べればいくらでも労働に関する情報が得られます。そういった環境からも、労働者の権利者意識が高まり、相談件数の増加に繋がっていると考察されます。

労務管理をいま一度見直す必要があると思います。
会社も健康診断のように定期的な労務管理診断が必要ですね。

労務トラブルや労務管理の診断など
チェックのご相談は、
お気軽に当事務所までご相談ください。

ちょっと一息さかなコーナー

12月に入り、本格的に寒くなってきました。
この時期は「寒」が付く魚が多いですね。
寒ブリ、そして寒ヒラメです。



ヒラメと言えばエンガワですね。エンガワはヒレを動かしている筋肉です。いつも動かしているところなので、引き締まっていて美味しいんですね。

また、普通魚をさばくときは「3枚おろし」にしますが、ヒラメやカレイの場合は「5枚」におろします。表2枚裏2枚と骨の5枚におろすんですね。

ヒラメは普段、イワシなどの小魚を食べています。海底の色に合わせて自分の体の色を変えエサを待ちます。
そして底からジャンプしてイワシなどを食べます。2m以上ジャンプすることもあるんですよ。
ちなみに、大きなものほど高くジャンプします。
ヒラメは大きくなると最大10kg、1mにもなるんです。

編集後記

本格的に寒くなってきましたね。

うちの部屋の窓から秩父の山々や群馬の榛名山、赤城山がよく見えます。

夜には、さいたま副都心のビル群の灯りが綺麗に見えます。

来年も皆様にとって、いい年でありますように。

私も来年は今年以上に、いい年に出来るように頑張ります！

(平成23年12月号)



なかお事務所
社会保険労務士・行政書士・FP
代表 中尾 宏昭

埼玉県志木市本町5-13-28
和智ビル603

メール: info@nakao-jimusho.com
H P : <http://nakao-jimusho.com>
TEL : 048-476-5753